

令和元年度

第7回 農業委員会総会議事録

市川市農業委員会

第7回 市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年10月8日(火) 午後1時30分から午後2時00分

2. 開催場所 市川市役所仮本庁舎 4階 第4委員会室

3. 農業委員 出席委員 9人

会長 10番 三橋 弘

委員 1番 小川治夫

3番 岡本好夫

4番 石田まさ子

5番 石橋弘嗣

6番 伊藤公亮

7番 宇田川忠好

8番 石井文夫

9番 石井利和

欠席委員 1人

2番 宮内純一

4. 農地利用最適化推進委員

出席推進委員 6人

1番 武藤 晃

2番 石井喜美江

3番 石井克己

4番 梶尾彌一

5番 大滝與鷹

6番 平田秀行

欠席推進委員 0人

5. 議事日程

第1 議事録署名等委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 付託調査班（委員）の指名

第4 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について 1 件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 1 件

議案第3号 令和元年度農地利用状況調査について

議案第4号 特定生産緑地指定に係る意見について

報告第1号 農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について

事務局長専決分 30 件

6. 農業委員会事務局職員

局長 谷地 正道

次長 石井 啓友

主幹 河崎 学

副主幹 田中 恒平

7. 会議の概要

発言者	内 容
議 長	<p>ただ今より、令和元年度 第7回 市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、宮内委員から欠席の連絡を受けております。</p> <p>農業委員10名中9名、推進委員6名中6名出席しております。</p> <p>委員の出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名等委員でございますが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	なし。
議 長	<p>それでは、7番の宇田川委員、8番の石井文夫委員にお願いします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の河崎主幹、田中副主幹を指名いたします。</p> <p>次に、来月分の付託調査班を指名いたします。</p> <p>農地関係は、第4班で、7番の宇田川委員と8番の石井文夫委員です。</p> <p>農政関係は、第2班で、3番の岡本委員と4番の石田委員です。</p> <p>なお、調査案件により、区域を担当する推進委員の立ち合いをお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号から議案第4号までと、報告第1号を議題といたします。</p> <p>慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p>

<p>事務局</p>	<p>議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」、1件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」、今回の申請件数は1件です。</p> <p>議案の1ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、令和元年9月25日でございます。</p> <p>申請地は柏井町で、地目は田、面積は800平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>転用目的は、貸車両置場及び貸資材置場にすることでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、調査班による現地調査の報告でございますが、調査は第3班に付託しております。</p> <p>調査結果について、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席5番</p>	<p>現地調査は、令和元年10月1日に農地調査班第3班の委員で行いました。</p> <p>申請地は、JA市川市経済センターの北東側、概ね200mに位置しており、現況は露地畑となっております。</p> <p>農地区分については、申請地周辺は宅地化が進み、市街地化の傾向が著しい区域であることから、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用に伴う周辺農地への影響ですが、境界付近に鋼板土留を設置し、土砂等の流出を防除することです。</p> <p>敷地内は整地して砂利敷きにし、雨水については、自然浸透とし、汚水はありません。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。</p> <p>報告は以上でございます。</p>

議 長	<p>第3班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、ご説明させていただきます。</p> <p>申請人は、市内に居住する方で、高齢になり農業を行えず、土地利用を考えていたところに、借主からの要望を受け申請に至ったとのこと。</p> <p>資力及び信用について、でございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用について、でございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無について、でございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。</p> <p>工事の予定につきましては、許可有り次第に着工し、完了は、着工後1カ月となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま。</p>
議 長	<p>事務局からの説明がおわかりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	<p>なし。</p>
議 長	<p>「なし」という声がございました。</p> <p>議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」、お諮りいたします。</p> <p>許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>

<p>議 長</p>	<p>「異議なし」ということですので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、1件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、今回の申請は、1件でございます。</p> <p>議案の3ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、令和元年9月24日でございます。</p> <p>申請地は原木で、地目は田、面積は179平方メートル、外1筆、合計面積は250平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、専用住宅の建設を目的に使用貸借をするものがございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第3班に付託しております。</p> <p>調査結果につきましては、ご報告をお願いします。</p>
<p>議 席 5 番</p>	<p>現地調査は、令和元年10月1日に農地調査班第3班の委員で行いました。</p> <p>申請地は、信篤小学校の北側道路向かいに位置し、現況は露地畑になっておりました。</p> <p>農地区分については、申請地周辺は宅地化が進み、市街地化の傾向が著しい区域であることから、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用にともなう周辺農地への影響ですが、申請地の周囲には、コンクリートブロックを設置し、土砂等の流出を防除するとのことでございます。</p> <p>また、汚水、雑排水については合併浄化槽にて処理し、雨水については、</p>

<p>議 長</p>	<p>宅地内にて抑制し、オーバーフロー分と併せて道路側溝へ排水するとのことでございます。</p> <p>譲渡人は、要望により使用貸借するものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>第3班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>それではご説明させていただきます。</p> <p>譲受人は、千葉市に居住する公務員の方で、譲渡人は実父となります。</p> <p>現在居住するアパートが手狭であることと、申請地は譲渡人の自宅の近所で、将来のことを考え申請に至ったとのことでした。</p> <p>資力及び信用について、でございますが、工事費等につきましては、自己資金及び金融機関からの借入金により賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用について、でございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無について、でございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。</p> <p>工事の予定につきましては、令和2年1月15日に着工し、完了は、令和2年6月24日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明がおわりました。</p>

各 委 員	<p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
議 長	<p>なし。</p> <p>「なし」という声がありました。</p> <p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、お諮りいたします。</p> <p>許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>「異議なし」ということですので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p>
事 務 局	<p>次に、議案第3号「令和元年度農地利用状況調査について」、事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>議案第3号「令和元年度農地利用状況調査について」、ご説明いたします。</p> <p>議案の5ページをお願いいたします。</p> <p>農地法第30条では、「農業委員会は、毎年1回、その区域内にある農地の利用の状況についての調査を行わなければならない。」と規定されております。</p> <p>このことから、令和元年度における農地利用状況調査の実施について提案するものです。</p> <p>調査期間につきましては、本年も昨年同様10月から11月に実施してまいりたいと考えております。</p> <p>主な調査の内容につきましては、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 市内全域の遊休農地の実態把握 (2) 農地法の許可及び届出案件の履行状況の調査・確認 (3) 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の農地の履行状況の調

	<p>査・確認</p> <p>(4) 農地の違反転用の早期発見</p> <p>(5) 相続税・贈与税納税猶予特例適用農地の営農状況の調査・確認などでございます。</p> <p>調査班、調査区域、調査担当委員及び推進委員、調査予定日については議案書のとおりです。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	<p>なし。</p>
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>議案第3号「令和元年度農地利用状況調査について」、お諮りいたします。原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>「異議なし」ということでございますので、全会一致で原案のとおり決定いたします。</p>
事 務 局	<p>次に、議案第4号「特定生産緑地指定に係る意見について」、事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>議案第4号「特定生産緑地指定に係る意見について」、ご説明いたします。議案の6ページをお願いいたします。</p> <p>ご案内のとおり、平成4年11月に指定された生産緑地地区は、令和4年11月で指定後30年を迎えるため、平成29年6月に生産緑地法が改正され「特定生産緑地」が制定されました。</p> <p>これに伴いまして令和元年9月25日付で、市川市長より特定生産緑地の</p>

	<p>指定案を作成するにあたり、生産緑地法施行規則第1条に基づき、指定対象地が生産緑地法に規定する農地に該当しているかどうかについて、意見を求められております。</p> <p>つきましては、現地調査を実施するにあたり「令和元年度生産緑地現地調査実施計画」を定めることについて決定を求めるものでございます。</p> <p>恐れ入りますが、別添の「令和元年度特定生産緑地調査実施計画案」をご覧ください。</p> <p>1の調査班の編制ですが、農業委員10名、農地利用最適化推進委員6名の合計16名で調査を行っていただきます。</p> <p>各班2名の委員により8班体制で調査班を編制いたします。</p> <p>調査班及び調査委員は裏面のとおりお願いいたします。</p> <p>2の調査対象でございますが、119地区、345筆でございます。</p> <p>3の調査方法、4の調査基準については記載のとおりでございます。</p> <p>5の調査日程については会長に一任するというようお願いいたします。</p> <p>なお、調査の指定対象地については別添「資料1」とおりです。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	<p>なし。</p>
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>議案第4号「特定生産緑地指定に係る意見について」、お諮りいたします。</p> <p>原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>「異議なし」ということですので、全会一致で原案のとおり決定いたします。</p>

<p>事務局</p>	<p>以上で、議案の審議は終了いたしました。</p> <p>次に、報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、9月の事務局長専決分が30件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p> <p>報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」ご説明いたします。</p> <p>7ページをお願いいたします。</p> <p>農地法第4条届出及び農地法第5条届出について、事務局長において専決いたしましたので、ご報告いたします。</p> <p>今回の報告は、令和元年9月1日から同年9月30日までに届出があったものでございます。</p> <p>農地法第4条の届出は9件、11筆、6,325.00平方メートルでございます。</p> <p>また、第5条の届出につきましては、21件、32筆、9,341.00平方メートルでございます。</p> <p>第4条と第5条を合せると、30件、43筆、転用面積は、15,666.00平方メートルとなります。</p> <p>内訳につきましては、8ページから13ページとなっております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。</p> <p>これで、令和元年度 第7回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>

以上は、会議の顛末を記載したものであり、その相違なきことを証する。

議 長 三橋 弘

委 員 宇田川 忠好

委 員 石井 文夫
